

2 庶務諸給与事務

(1) 不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容														
大阪府立咲洲高等学校	<p>特別休暇（服喪休暇）取得に伴い、平成25年11月29日（金）、平成25年12月2日（月）、平成25年12月3日（火）で承認したため、取得開始日から週休日を含む連続する期間が3日間を超えていた。</p> <table border="1" data-bbox="626 726 1231 890"> <thead> <tr> <th>続柄</th> <th>配偶者の父母</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休暇取得日</td> <td>平成25年11月29日（金） 平成25年12月2日（月） 平成25年12月3日（火）</td> </tr> </tbody> </table>	続柄	配偶者の父母	休暇取得日	平成25年11月29日（金） 平成25年12月2日（月） 平成25年12月3日（火）	<p>【是正を求めるもの】 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条等の規定に違反している。 速やかに是正措置を講じるとともに、特別休暇について理解を深め、承認処理を行う際は、必ず関係規則等を確認し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】（抜粋） 第15条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 （略） (6) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 （略） (6) 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1338 1377 2160 1621"> <thead> <tr> <th></th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡した者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>父母、配偶者、子</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 （略） 3 日数の計算は、承認された期間の最初の日から起算する。</p>		日数	死亡した者		父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日	<p>監査の結果を受け、直ちに特別休暇の対象とならない日については年次休暇に変更処理を行った。今後、休暇等の取得について、制度を十分理解するように職員に徹底するため、以下のとおり決裁の手順を改めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 休暇等の申請者が入力後申請画面を印刷し、必要な添付書類を付けて決裁者に回覧する。 2 決裁関与者を複数にすることで、チェック機能を多重化する。 <p>今後は、関係条例、規則等を十分理解、確認し適正な事務処理を行う。</p>
続柄	配偶者の父母																
休暇取得日	平成25年11月29日（金） 平成25年12月2日（月） 平成25年12月3日（火）																
	日数																
死亡した者																	
父母、配偶者、子	7日																
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日																
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日																